棚田等保全協議会かごしま会則

（目的）

第１条　　古来より農業者の努力と工夫の積み重ねにより拓かれ、維持されてきた棚田等は、伝統的な技術を伝承し、独特の景観美による原風景を形成するだけでなく、土砂崩壊の防止、洪水調節、水源涵養などの公益的機能も有している。

本会は、これらの貴重な棚田を有する市町村、各種団体及び個人が、棚田を通じて相互の連携及びネットワーク化を促進し、会員の主体的な保全活動を通じて、地域の活性化を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　　本会は、棚田等保全協議会かごしまと称する。

（事業）

第３条　　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）棚田地域等のネットワーク化並びに情報の収集、発信及び交換に関すること。

（２）保全活動者及び現地技術指導者の登録並びに派遣調整に関すること。

（３）棚田地域等の組織的な保全活動の推進及び支援並びに人材育成に関すること。

（４）棚田地域等の歴史、実態及び活用のための調査研究に関すること。

（５）講演会、研修会等の開催及び推進並びに棚田サミットへの参加に関すること。

（６）民間資金の募集及び徴収並びに棚田地域等保全団体への交付に関すること。

（７）その他本会の目的を達成するために必要な事業。

（会員）

第４条　　本会の会員は、市町村及び各種団体の代表者並びに個人とする。ただし、個人会員の加入は、理事会の承認を要する。

（役員の種類及び員数）

第５条　　本会に次の役員を置く。

会　長　１名

副会長　１名

監　事　２名

理　事　若干名

（役員の選出）

第６条　　会長、副会長、理事及び監事は、会員の中から総会において選出する。

（役員の職務）

第７条　　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3　理事は、理事会を構成し、会務を審議する。

4　監事は、本会の財産及び会務の状況を監査する。

（役員の任期）

第８条　　役員の任期は４年とする。ただし、再任を妨げない。

2　役員に欠員が生じたときは、これを補充することができる。

3　役員は、任期満了後最初に開催される総会の終結の時までその任にあるものとする。ただし、後任者が選任されていない場合は、後任者が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

4　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問及び参与）

第９条　　本会に顧問及び参与を置くことができる。

2　顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3　顧問は鹿児島県農政部農村振興課長及び鹿児島県農政部農地整備課長とし、参与は棚田等保全活動協賛事業を実施している市町村を所管する県地域振興局農林水産部農村整備課長とする。

4　顧問及び参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

（総会）

第 10 条　　会長は、総会を毎年度１回招集する。

2　会長は、会員の３分の１以上の請求があったとき、又は必要と認めたときは、臨時総会を招集する。

3　総会は、対面、書面または電磁的方法（Web 会議等）により開催することができる。

4　電磁的方法により総会に出席した会員は、出席したものとみなす。

5　総会は、会員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない理由により出席できない会員は、書面又は所属団体の職員を代理人として表決することができる。

6　議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7　書面表決は、総会の開催日の前日までに提出しなければならない。

8　第５項の代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

9　総会に附議する事項は、次のとおりとする。

（１）会則に定める事項

（２）事業計画及び収支予算の設定並びに変更
（３）事業報告及び収支決算の承認
（４）その他運営に関し理事会が必要と認めた事項
10　総会の議長は会長とし、会長に事故あるときは副会長がこれに当たる。

（理事会）

第 11 条　　理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
2　理事会は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
3　理事会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。
4　議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5　やむを得ない理由により出席できない理事は、所属団体の職員による代理出席を認める。
6　理事会に附議する事項は、次のとおりとする。
（１）会則に定める事項
（２）事業執行の方針に関する事項
（３）総会の招集及び附議事項
（４）総会議決事項の執行
（５）緊急を要し総会を招集するいとまがない事項
（６）その他必要と認める事項

（事務局）

第 12 条　　本会の事務局は、鹿児島県土地改良事業団体連合会本部内に置く。
2　事務局長及び同局員は、会長が指名する。
3　事務局は、総会及び理事会の議決事項に基づき事務を処理する。

（会計）

第 13 条　　本会の経費は、会費、負担金、事業収入、寄付金その他の収入をもって充てる。
2　会費の額は、総会において定める。
3　会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（会則の変更）

第 14 条　　本会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

附則　　この会則は、平成 11 年 5 月 25 日から施行する。
この会則の改正は、平成 16 年 8 月 11 日から施行する。
この会則の改正は、平成 20 年 7 月 9 日から施行する。
この会則の改正は、平成 25 年 7 月 10 日から施行する。
この会則の改正は、令和 2 年 6 月 23 日から施行する。
この会則の改正は、令和 8 年 6 月 29 日から施行する。